

（避雷設備）

第 17 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。））に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第 12 条第 1 項第 9 号の規定を準用する。

○火災予防規則

（点検及び整備の要領等）

第 13 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 4 号

避雷設備の指定

平 成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 4 号

福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。（以下「JIS」という。））を次のように指定する。

JISZ9290（雷保護）－3－2019とする。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平 成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 (略)
- 2 条例第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第 13 条第 2 項及び第 3 項において条例第 12 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
 - (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を終了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第 14 条第 2 項及び第 4 項において条例第 12 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
 - (5) 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第 15 条第 2 項において条例第 12 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
- 3 (略)

【解釈及び運用】

本条は、避雷設備について、落雷による火災事故を起こさないために必要な事項を規定したものである。

1 第 1 項

落雷は、静電気の放電現象の大きなものであって、その瞬間的大電流により、その通路となった可燃物を燃焼させるとともに、その通路の直近の導体に、瞬間的に静電誘導を起こし、相当な誘導雷を発生させるものである。

落雷時には、避雷針は瞬間的に数百万キロボルト程度の電位上昇を生じ、近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備ではかえって災害を起こす場合も予想されるため、建基法、危政令等により規定されている建築物等以外のものに避雷設備を設置する場合においても、その安全性を確保するために位置及び構造について規定するものである。

「消防長が指定する日本産業規格」については、「避雷設備の指定」（平成 4 年福山地区消防組合告示第 4 号）により日本産業規格 JIS A 4201「建築物等の雷保護」を示すものである。

2 第 2 項

条例第 12 条（変電設備）の管理についての規定が、避雷設備に準用されることを規定している。特に避雷導線の切断の有無、ひさし等金属部との接触の有無を点検し、接地抵抗の測定試験をしなければならない。（表 17-1 参照）

表 17-1

「避雷設備」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
12	1	9	点検者の指定、点検及び整備の要領等（告示第 5 号）